令和５年度弘前市老朽空き家等除却促進事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　市は、市民の安全・安心で良好な生活環境を確保するため、老朽化した空き家を除却する者に対し、令和５年度予算の範囲内において、弘前市老朽空き家等除却促進事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、弘前市補助金等交付規則（平成１８年弘前市規則第５７号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第２条　この要綱において「空き家」とは、市内に存する一戸建ての住宅又は床面積の過半が住宅として使用されていた併用住宅（長屋及び共同住宅を除く。）で、概ね年間を通して使用実績がない等長期間にわたって居住その他の使用がなされていない状態にあるものをいう。

（補助事業）

第３条　補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、老朽化し、周囲に影響を及ぼすおそれのある空き家の除却を行う工事をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。

(1) 補助金の交付決定前に、工事請負契約を締結し、又は工事に着手したもの

(2) 他の制度等による補助金等の交付を受けて行うもの

(3) 空き家の一部を除却するもの

(4) 現に居住している住宅と同一敷地内にある空き家を除却するもの

(5) 事業の完了予定が、令和５年１２月２９日以後のもの

(6) その他補助事業として適当でないと市長が認めるもの

（補助対象物件）

第４条　補助事業の対象となる空き家（附属する門及び塀を除く。以下「補助対象物件」という。）は、次の各号に掲げる要件の全てに該当するものとする。

(1) 木造又は鉄骨造のもの

(2) 別表の評定区分ごとに合計した評点（その合計した評点が当該評定区分ごとの最高評点を超えるときは、その最高評点）を合算した評点が１００点以上であるもの

(3) そのまま放置すれば周囲の生活環境に影響を及ぼすおそれのあるもの

（補助事業者）

第５条　補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、営利を目的とする法人を除く。

(1) 補助対象物件の所有者

(2) 補助対象物件の所有者が死亡していた場合は、その相続人

(3) 前２号に規定する者から補助対象物件の除却についての同意を得た者

２　前項の規定にかかわらず、補助金の交付を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助事業者となることができない。

(1) 令和４年度から補助金交付申請時までにおいて、市に納付すべき個人住民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険料（以下「個人住民税等」という。）について滞納している場合

(2) 所有者が複数ある補助対象物件の除却について、全ての所有者の同意を得ていない場合

(3) 相続人が複数ある補助対象物件の除却について、全ての相続人の同意を得ていない場合

(4) 所有権以外の権利が設定されている補助対象物件の除却について、全ての権利者の同意を得ていない場合

(5) 本人又は同一の世帯に属する者が、過去に補助金の交付の決定を受けたにもかかわらず、正当な理由なく補助事業を完遂しなかった場合

(6) 本人又は同一の世帯に属する者が、過去に補助金の交付を受けた実績を有する場合

(7) 本人又は同一の世帯に属する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）である場合又は同条第２号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する場合

（補助事業に係る工事施工業者）

第６条　補助事業に係る工事は、次の各号の全てに該当する者により施工されるものでなければならない。

(1) 市内に本店を有する法人又は市内に住所を有する個人業者

(2) 建設業法（昭和２４年法律第１００号）別表第１の下欄に掲げる土木工事業、建築工事業、若しくは解体工事業に係る同法第３条第１項の許可を受けた者又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成１２年法律第１０４号。以下「建設リサイクル法」という。）第２１条第１項に規定する登録を受けた者

（補助対象経費）

第７条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象物件の除却に要する費用（消費税及び地方消費税を除く。）とする。

（補助金の額）

第８条　補助金の額は、次の各号のいずれか少ない額以内の額とする。

(1) 補助対象経費の実支出額の合計額又は市が定める標準除却費（木造１㎡当たり１８，０００円、鉄骨造１㎡当たり４４，０００円）のいずれか少ない額に１０分の８を乗じて得た額に２分の１を乗じて得た額

(2) ５００，０００円

２　補助金の額に１，０００円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

（事前協議）

第９条　補助金の交付申請をしようとする者は、除却しようとする空き家が補助対象物件に該当するか否かについて、事前に市と協議を行わなければならない。過去に当該物件について協議を

行ったことがある場合も、同様とする。

（交付申請）

第１０条　規則第３条の補助金等交付申請書は、令和５年度弘前市老朽空き家等除却促進事業費補助金交付申請書（様式第１号）とする。

２　前項の申請書に添付する書類は、次のとおりとする。

(1) 工事見積書の写し（内訳明細の記載があるものに限る。）

(2) 位置図及び写真

(3) 補助対象物件の登記事項証明書又は床面積がわかる書類

(4) 補助対象物件の所有者又は相続人であることを証する書類

(5) 申請者の本人確認ができる書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード等の写しで住所及び氏名がわかるもの。法人その他の団体からの申請の場合を除く。）

(6) 登記事項証明書、認可地縁団体証明書等の写しで、所在地、名称及び代表者名がわかるもの（個人からの申請の場合を除く。）

(7) 所有者が複数の場合は、他の所有者の同意書（様式第２号）

(8) 相続人が複数の場合は、他の相続人の同意書（様式第２号）

(9) 所有者又は相続人以外の者による申請の場合は、所有者又は相続人の同意書（様式第２号）

(10) 補助対象物件に所有権以外の権利の設定がある場合においては、当該権利者の同意書（様式第２号）

(11) 第７号から第１０号までに規定する同意書を添付する場合は、当該同意をした者の印鑑証明書

３　第１項の申請書の提出期間は、令和５年５月１日から令和５年１１月３０日までとする。

４　交付申請は、令和５年度の予算の範囲内において先着順で受け付けるものとする。

５　市長は、第２項に規定する書類以外の書類の提出を求めることができる。

（交付の条件）

第１１条　次に掲げる事項は、補助金の交付の決定を受けた場合において、規則第５条の規定により付された条件とする。

(1) 補助対象経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合（軽微な変更である場合を除く。）は、あらかじめ令和５年度弘前市老朽空き家等除却促進事業費補助金事業変更承認申請書（様式第３号）を市長に提出して、その承認を受けること。ただし、補助金交付申請額を増額することはできない。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ令和５年度弘前市老朽空き家等除却促進事業費補助金事業中止（廃止）承認申請書（様式第４号）を市長に提出して、その承認を受けること。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速や

かに市長に報告してその指示を受けること。

(4) 補助事業に係る法令等を遵守すること。

(5) 補助事業に係る工事は、第６条に規定する者に発注すること。この場合において、当該者に対し、工事の全部の施工を第三者に委託させ、又は請け負わせないこと。

(6) 建設リサイクル法第１０条第１項の規定による届出が必要な場合は、当該届出をすること。

（交付決定）

第１２条　規則第６条の補助金等交付決定通知書は、令和５年度弘前市老朽空き家等除却促進事業費補助金交付決定通知書（様式第５号）とし、補助金を交付しないことに決定した場合は、令和５年度弘前市老朽空き家等除却促進事業費補助金不交付決定通知書（様式第６号）により、補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第１３条　規則第７条第１項の規定による申請の取下げをすることができる期日として市長が定める日は、補助金の交付決定通知書の送付を受けた日の翌日から起算して１４日を経過した日とする。

（状況報告）

第１４条　補助事業者は、市長から補助事業の遂行状況の報告を求められたときは、速やかに令和５年度弘前市老朽空き家等除却促進事業費補助金事業遂行状況報告書（様式第７号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第１５条　規則第１２条の補助事業等実績報告書は、令和５年度弘前市老朽空き家等除却促進事業費補助金事業完了（廃止）実績報告書（様式第８号）とする。

２　前項の報告書に添付する書類は、次のとおりとする。

(1) 工事請負契約書の写し

(2) 領収書の写し

(3) 工事状況写真（施工前、施工中及び施工後の状況が確認できるもの）

３　市長は、前項に規定する書類以外の書類の提出を求めることができる。

４　第１項の報告書の提出期限は、令和５年１２月２８日とする。

５　市長は、第１項の報告書について、必要があると認めるときは、補助事業に係る工事を施工した業者等に対し報告書の内容について確認し、又は現地調査等を行うことができる。

（補助金の額の確定通知）

第１６条　規則第１３条の補助金等交付額確定通知書は、令和５年度弘前市老朽空き家等除却促進事業費補助金交付額確定通知書（様式第９号）とする。

（補助金の請求等）

第１７条　補助金の請求は、令和５年度弘前市老朽空き家等除却促進事業費補助金請求書（様式第１０号）を市長に提出して行うものとする。

２　市長は、前項の規定による請求があったときは、請求書が提出された日から起算して３０日以内に口座振替により交付する。

３　市長は、補助事業者が次の書類を添付して補助金の請求をしたときは、概算払により交付することができる。

(1) 工事が完了していることを証する書類

(2) 工事代金の請求書の写し

附　則

この要綱は、令和５年５月１日から施行する。